

2022年11月25日

国立大学法人東北大学
総長 大野 英男 殿

要求書「2022年人事院勧告を受けて、さらなる給与水準の充実を行うこと」

国立大学法人東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

東北大学は2022年11月22日の役員会で、2022年度のボーナスを4.30月分から4.40月分に0.10月分を引き上げ（勤勉手当を0.10月分）、月例給については初任給および若年層について引き上げる（平均0.3%）、という方針を決めた。これは、2022年8月8日の人事院勧告を反映させたものである。

しかし、昨年から続く食料品やエネルギー価格の上昇など生活物価の高騰に対して十分な内容となっていない。東北大学には、職員に対する給与支払い能力はあり、上記のような経済状況を鑑みれば、人勧に上積みする措置が必要である。また、本学の給与公表によれば、国家公務員よりも給与水準が低い本学がその格差を縮小することには特段の説明責任はない。

今回の方針は、業績給の業績評価・成績率の部分を引き上げる内容であるが、原資を増やさず、「良好」の改善幅を抑制して「上位の成績区分」に厚くするものとなっている。これは教職員間の格差を拡大させることに繋がる。すべての労働者へ行き渡るよう勤勉手当全体を引き上げるか、期末手当を引き上げることを要求する。

ボーナス不支給者が置き去りにになっている。東北大学における非正規職員へのボーナス支給は、法人化以前からの悲願であり、早急な支給実施を求める。なお、2022年4月27日に開催した団体交渉において、人事労務担当理事は、「現状が適切かどうか」「検討する」を回答しており、責任のある真摯な対応を強く求める。

なお、非正規職員にも月例給改善に準じた日給・時間給の改善（遡及）を行うことは評価するが、均等・均衡待遇および生活擁護の観点からさらなる改善を求める。